

《会議録》

令和7年度(2025年) 第3回相談支援専門部会

開催日時: 令和7年9月18日(木) 10:00から12:00まで

開催会場: 越谷市役所第3庁舎5階会議室5

出席者: **部会員**

相談支援事業所A4 小田原氏(部会長)

越谷地域生活支援センター有朋 下平氏 徳永氏

こしがや希望の里 高橋氏、障害者相談支援センターテイク 川堰氏

相談支援事業所えび 吉澤氏、相談支援センター合 渡辺氏

越谷市障害者相談支援センターしらこぼと 金田一氏 黒沢氏

ソーシャルワーカー事務所らでん 柳沼氏、相談支援事業所ひかりの森 中村氏、

相談支援センターつばめ 鈴木氏、神明苑 田村氏 鈴木氏、

相談支援事業所3250 古川氏、こども療育相談センターこしがや 飯田氏、

相談支援事業所ひまわり越谷 中島氏、らしくともに 大藪氏

指定特定・障がい児相談支援事業所ゴールド 日比野氏、

相談支援事業所カルディア ビーマ 今野氏、

障害児相談支援事業所すまいる工房 星野氏

越谷市障がい者等基幹相談支援センター(委託相談担当)

北部 鈴木氏、東部 帯氏、南部 木内氏、西部 保栖氏

※欠席事業所: 障害福祉サービス事業所かなめ、Plus One

事務局

越谷市障がい者等基幹相談支援センター・北部、東部、南部、西部、

障害福祉課、子ども福祉課

会議内容

(1) 加算の説明 障害福祉課(事務局)より資料に基づき説明

- ・行動障害支援体制加算
- ・要医療児者支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算
- ・高次脳機能障害支援体制加算
- ・サービス提供時モニタリング加算
- ・サービス担当者会議実施加算

【質問】同日に自宅と事業所訪問をしたケースで時系列の確認があった。また自宅訪問が難しいケースや入院中などで訪問ができない場合はCWに相談の上、加算を取ることは可能か？
→モニタリング時の自宅への訪問は大前提であるが、入院や拒否が強く自宅への訪問が難しい場合は事業所先や入院先での訪問が認められている。その際、記録に理由を残しておく必要がある。子ども施策推進課においては家庭状況把握のため、自宅でのモニタリングの実施が必要とある。遠方のときの定義として、特別地域においては訪問に代えてテレビ電話等でのモニタリングは認められている。特別地域については障害福祉課、子ども施策推進課に確認してほしい

【質問】高次脳機能障害支援体制加算において、研修を受けた上で加算Ⅰを取るための算定条件として、医師の診断書の写しなどで状態を把握する必要があるとあるが、毎回医師の診断書を出してもらうことは利用者にとっての負担となる。体制届と計画相談の対応で1の算定を取ることは可能か？

《会議録》

→確認等が取れない場合はⅡでの算定となる。要件を確認してほしい

【質問】精神障害者支援体制加算で要件④の根拠となる資料は何か？また訪問看護を利用していない人は状況報告書で良いのか？

→利用者が通院している病院や訪問看護などサービス担当者会議の記録や面談時の相談内容の記録を残してあれば、それが資料となる。

研修を受け、連携を取っていることで体制が評価される加算である。

対象となる人が一人でも、体制が取れていれば加算は取れる。

(2) 就労選択支援サービスの進捗について

越谷市では独自のルールはなく、厚生労働省で案内されている実施マニュアルに基づいて行っていく方向であることを説明。

就労選択支援サービスを実施する事業所については10月1日に指定予定の事業所があるが、定員は10名となるため、従来の就労アセスメントと併用して行ってほしい。サービス利用にあたってはCWと連携して行っていただきたい。

【質問】10月1日より就労アセスメントを行うにあたり、就労選択支援サービスを実施する事業所による受け入れが難しい場合に関して、計画相談の事業所が従来の就労アセスメントを行うと判断して良いか

→来年度以降の特別支援学校からの利用者を想定しており、利用していく人の優先順位が必要となっていく。利用希望のときには就労移行支援事業所および障害福祉課に連絡をしてほしい

受給者証の配架のルールについて（障害福祉課より）

計画相談支援事業所への事務負担軽減における障害福祉サービス受給者証の写しの配架において、受給者証は個人情報扱う大切な書類であるため、双方で把握できるように手順のフローの手筈を整えている。受け取りの際には職員証や身分証を身に着け、事前に受け取りの連絡をいれてもらえるようお願いしたい。

【意見】フローを作るにあたり、受給者証の写しが必要のない事業所もある。担当者会議内で受給者証に間違いがないか皆で確認をしている。入院しているときには写しをお願いしているときもあるが、必要不必要もそれぞれの事業所に確認してほしい。また書類の提出において、各障害別地域別の付箋を貼ってCW別に提出していくのはどうか。相談支援事業所側も行政の手を煩わせないように提案したい。

→写しをもらうときに苦勞していることや監査で困るような事案など、アンケートに記載し伝えてほしい

(3) 巡回相談、基幹相談サロンについて（基幹相談支援センターより）

<報告>

巡回相談ではケースの内容の相談として他害のある方の支援に苦慮している、利用者が亡くなったときにどこまで対応するのか、成年後見人は利用者が存命している間の制度なため、成年後見人が担ってくれるわけではないといった話があった。

初任者研修を受ける方々への研修も地域で行っており、他市などでは基幹相談支援センターが研修開催の役割を担っているという話もあった。他には加算について知りたいと意向が聞かれた。全事業所を巡回できたことへの感謝を申し上げる。次回からは障害福祉課、子ども福祉課の同行はないことを説明。巡回相談を希望しない場合は遠慮なくお知らせいただきたい。

基幹相談サロンでは重複した手帳を持っている利用者への支援で苦慮し、委託と連携したいと話があったケースの相談、難病を患った利用者が障害福祉サービスに繋がるまで1年かけて対応し

《会議録》

たケースのお話、医ケア児の看取りを行ったケースのお話も伺った。

また委託ではどんな人がいるか分からないという声も挙がり、面識を持ってもらいたいことを目的に今回相談支援部会に委託も出席を依頼した。

<お知らせ>

次回の基幹サロンはランチ会を予定

グループホーム調査票について

グループホーム連絡会が発足し、アンケートにてグループホームの情報についてご協力を得ることができた。相談支援業務を行う皆様の支援業務の参考として役立ていただきたく、配布を行った。

あくまで相談員用であるため、外部へ出すことのないよう留意をいただく旨を説明。

(4) 事例検討

5つのグループに分かれて 児童、身体、知的、精神のケースによる事例検討を行う。

ファシリテーターと発表をそれぞれ役割を決め、ファシリテーターの采配にて事例の検討をグループで行った。

時間の関係で発表は行わず。

(5) 新規開設事業所紹介

※次回開催日：令和7年11月20日(木)午前10時開始（予定）